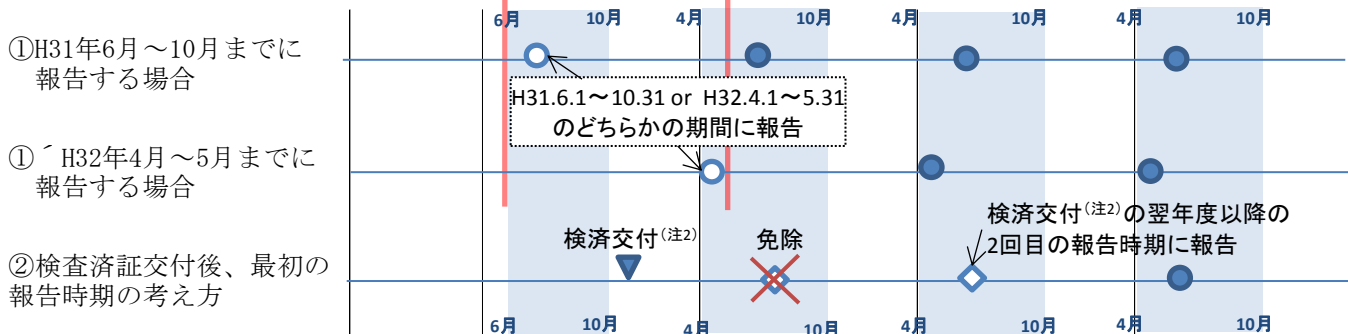


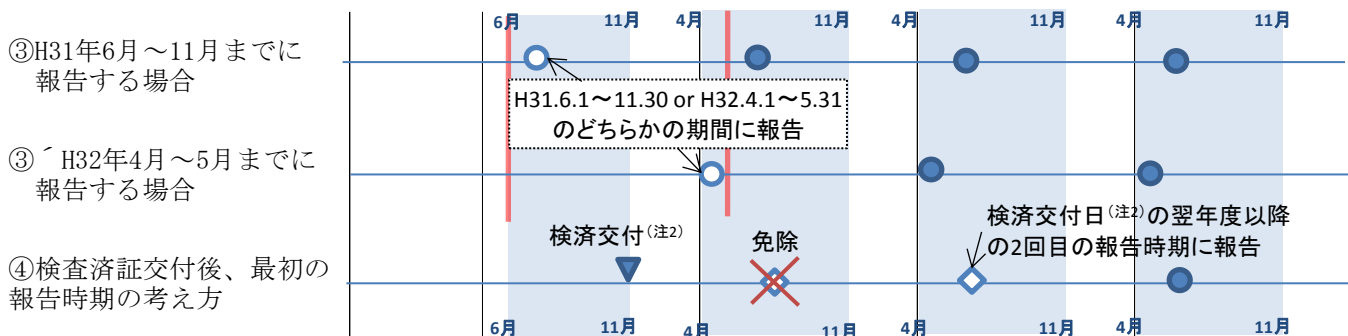
2019年（平成31年）6月以降における防火設備の報告時期（ケーススタディ）

～	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)～
---	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------

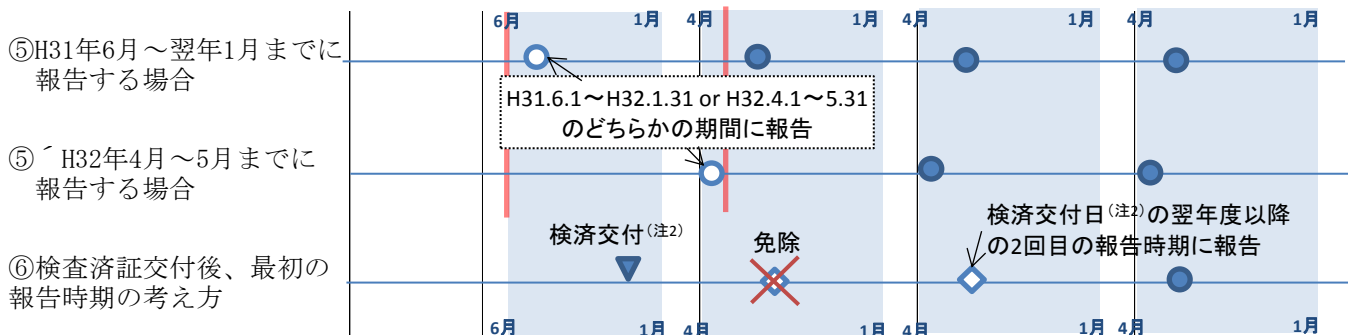
(1)用途コード^(注1)11から15の建築物に設けられた防火設備：4月から10月



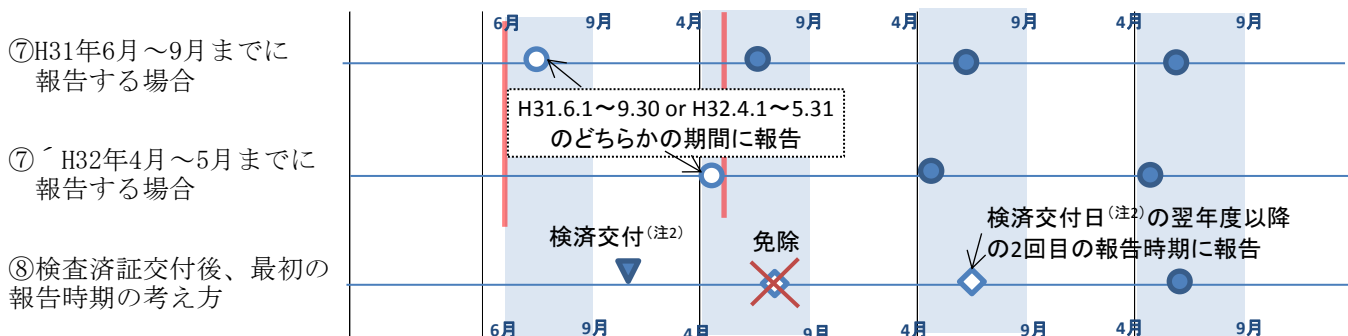
(2)用途コード21から29の建築物に設けられた防火設備：4月から11月まで



(3)用途コード31から34の建築物に設けられた防火設備：4月から翌年1月まで



(4)用途コード40,41,49の建築物に設けられた防火設備：4月から9月まで



- 【凡例】 ○ H31.6.1～H32.5.31までの報告時期に報告 ● 前回報告から概ね6月から1年以内の報告時期に報告 ▼ 検査済証交付日^(注2) ◇ 検査済証交付後の最初の報告

(注1) 建物用途、規模、階によって用途コードが決められています。詳しくは次ページをご覧ください。

(注2) 建物竣工時に交付される、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証のこと。

特定建築物の定期調査報告済証や防火設備の定期検査報告済証ではありません。

用途コード一覧

用 途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	用途 コード
劇場、映画館又は演芸場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ ・主階が1階にないもので $A > 100\text{m}^2$	11
観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂 又は集会場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ 〔平家建て、かつ、客席及び 集会室の床面積の合計が 400m^2未満の集会場を除く。〕	12
旅館又はホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000\text{m}^2$	13
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000\text{m}^2$	14
地下街	$A > 1500\text{m}^2$	15
児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300\text{m}^2$ 〔平家建て、かつ、床面積の合計が 500m^2未満のものを除く。〕	21
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300\text{m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300\text{m}^2$ 〔平家建て、かつ、床面積の 合計が500m^2未満のもの を除く。〕	22
旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)		22
学校、学校に附属する体育館	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000\text{m}^2$	23
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水 泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000\text{m}^2$	24
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード 34を除く。) に掲げられている 用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	28
用途コード 21に該当しない病院、診療所(患者の収容施設のあるも のに限る。)	$A \geq 200\text{m}^2$	29
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500\text{m}^2$	31
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		32
複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$	33
事務所その他これに類するもの	$A > 1000\text{m}^2$ 〔5階建て以上、かつ、延べ面積が 2000m^2を超える建築物のうち、 $F \geq 3$階のものに限る。〕	34
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意5に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	40
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎 (注意5に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300\text{m}^2$ (2階部分)	41
用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の用に供する 用途	$A \geq 200\text{m}^2$	49

(注意)

- 1 $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100 m^2 を超えるものをいいます。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいいます。
- 5 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいいます。

問合せ先
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課
電話 03-5388-3344